

# 議第 1 1 7 号 簡易水道事業の呉市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

呉市が行う簡易水道事業を水道事業へ統合することに伴い、関係する条例について所要の規定の整備をするものです。

## 2 統合の経緯

国は、簡易水道事業の水道事業への統合を重点的に促進するため、平成 1 9 年度に簡易水道事業に係る国庫補助制度の改正を行い、平成 2 8 年度末までに両事業を統合することを国庫補助の採択要件として定めました。

これを受け、呉市は、「簡易水道事業統合計画」を策定し、平成 2 8 年度末に五つの簡易水道事業を水道事業へ統合することとして国の承認を受け、現在まで国庫補助を受けて簡易水道の整備事業を推進してきたところです。

この度、当該計画に基づき事業統合を行うものです。

なお、両事業は、既に同一料金で運営を行っており、施設の運転及び維持管理についても一体で行っていますので、事業統合による市民サービスへの影響はありません。

## 3 改正の内容

### (1) 呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

設置事業から簡易水道事業を削除するとともに、呉市水道事業における給水区域に簡易水道事業の給水区域を加える等所要の規定の整理を行うものです。

### (2) 呉市水道事業給水条例の一部改正（第 2 条関係）

簡易水道事業に係る文言を削除するものです。

### (3) 呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例の一部改正（第 3 条関係）

簡易水道事業に係る規定を削除する等所要の規定の整理を行うものです。

### (4) 野呂山専用水道給水条例の一部改正（付則第 2 項関係）

水道技術管理者の資格について、簡易水道事業に係る規定を引用しているため、必要な読替規定の整理を行うものです。

## 4 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

## 5 新旧対照表

### (1) 呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

現行	改正案
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市の経営する水道事業、<u>簡易水道事業</u>及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）並びに下水道事業の設置及び経営の基本その他必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市の経営する水道事業_____及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）並びに下水道事業の設置及び経営の基本その他必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(事業の設置)</p> <p>第2条 生活用その他の浄水及び工業用水を市民に供給するため水道事業等を、下水を排除し、処理することにより環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に資するため下水道事業を次のとおり設置する。</p> <p>(1) 呉市水道事業</p> <p>(2) <u>下蒲刈簡易水道事業</u></p> <p>(3) <u>倉橋簡易水道事業</u></p> <p>(4) <u>蒲刈簡易水道事業</u></p> <p>(5) <u>豊浜簡易水道事業</u></p> <p>(6) <u>豊簡易水道事業</u></p> <p>(7) <u>呉市工業用水道事業</u></p> <p>(8) <u>呉市下水道事業</u></p> <p>(法の適用)</p>	<p>(事業の設置)</p> <p>第2条 生活用その他の浄水及び工業用水を市民に供給するため水道事業等を、下水を排除し、処理することにより環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に資するため下水道事業を次のとおり設置する。</p> <p>(1) 呉市水道事業</p> <p>(2) ~ (6) _____ (削除)</p> <p>(2) <u>呉市工業用水道事業</u></p> <p>(3) <u>呉市下水道事業</u></p> <p>(法の適用)</p>
<p>第2条の2 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、<u>簡易水道事業及び下水道事業</u>に法の規定の全部を適用する。</p>	<p>第2条の2 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、_____下水道事業に法の規定の全部を適用する。</p>
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 水道事業等及び下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業等の給水区域、給水人口及び1日最大給水量（工業用水道事業においては、給水区域及び1日最大給水量）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 呉市水道事業</p> <p>ア 給水区域 別表第1に掲げる区域</p> <p>イ 給水人口 <u>240,000人</u></p> <p>ウ 1日最大給水量 <u>105,600立方メ</u></p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 水道事業等及び下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業等の給水区域、給水人口及び1日最大給水量（工業用水道事業においては、給水区域及び1日最大給水量）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 呉市水道事業</p> <p>ア 給水区域 別表第1に掲げる区域</p> <p>イ 給水人口 <u>251,400人</u></p> <p>ウ 1日最大給水量 <u>112,100立方メ</u></p>

メートル

(2) 下蒲刈簡易水道事業

ア 給水区域 下蒲刈町下島の一部及び下蒲刈町三之瀬の一部

イ 給水人口 2,000人

ウ 1日最大給水量 1,201立方メートル

(3) 倉橋簡易水道事業

ア 給水区域 倉橋町宇和木の一部, 倉橋町灘の一部, 倉橋町重生の一部, 倉橋町釣土田の一部及び倉橋町長谷の一部

イ 給水人口 2,100人

ウ 1日最大給水量 877立方メートル

(4) 蒲刈簡易水道事業

ア 給水区域 蒲刈町の一部

イ 給水人口 2,500人

ウ 1日最大給水量 1,610立方メートル

(5) 豊浜簡易水道事業

ア 給水区域 豊浜町の一部

イ 給水人口 2,000人

ウ 1日最大給水量 1,402立方メートル

(6) 豊簡易水道事業

ア 給水区域 豊町の一部

イ 給水人口 2,800人

ウ 1日最大給水量 1,410立方メートル

(7) 呉市工業用水道事業

ア 給水区域 別図に掲げる区域

イ 1日最大給水量 130,000立方メートル

3 (略)

(特別会計)

第4条の2 法第17条ただし書及び令第8条の4の規定に基づき,水道事業及び簡易水道事業を通じて1の特別会計を設ける。

別表第1 (第3条関係)

呉市水道事業における給水区域	
地区	町名

メートル

(2) ~ (6) (削除)

(2) 呉市工業用水道事業

ア 給水区域 別図に掲げる区域

イ 1日最大給水量 130,000立方メートル

3 (略)

(削除)

別表第1 (第3条関係)

呉市水道事業における給水区域	
地区	町名



現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、呉市水道事業（本市の経営する水道事業及び簡易水道事業をいう。）における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）の資格並びに水道技術管理者の資格を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、呉市水道事業_____における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）の資格並びに水道技術管理者の資格を定めることを目的とする。</p>
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第4条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第4条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>
<p>2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「1年以上」とあるのは「6か月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経過年数以上」とあるのは「最低経過年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6か月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第5条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する資格</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第5条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条_____に規定する資格</p> <p>(2) 前条_____第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定</p>

する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)・(6) (略)

2 簡易水道については、前項第1号中「前条第

1項」とあるのは「前条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6か月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条\_\_\_\_\_第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)・(6) (略)

(削除)

#### (4) 野呂山専用水道給水条例の一部改正（付則第2項関係）

現行	改正案
(水道技術管理者の資格) 第25条の2 法第19条第3項の条例で定める資格は、呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例（平成24年呉市条例第8号）第5条第1項の規定を準用する。この場合において、 <u>同項第1号</u> 中「前条第1項」とあるのは「呉市水道事業における布設工事監督者等に関	(水道技術管理者の資格) 第25条の2 法第19条第3項の条例で定める資格は、呉市水道事業における布設工事監督者等に関する条例（平成24年呉市条例第8号）第5条_____の規定を準用する。この場合において、 <u>同条第1号</u> 中「前条_____」とあるのは「呉市水道事業における布設工事監督者等に関

する条例（平成24年呉市条例第8号）第4条第2項の規定により読み替えて適用される同条第1項

\_\_\_\_\_」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6か月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

する条例（平成24年呉市条例第8号）第4条第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同条第2号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と、同条第3号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、同条第4号中「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、同条第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同条第6号中「1年以上」とあるのは「6か月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同条第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同条第8号中「1年以上」とあるのは「6か月以上」とそれぞれ読み替えて適用する同条」と、同条第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同条第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同条第4号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6か月以上」と、同条第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。